

第3節 事務局

事務局の組織、事務分掌等は、宮城県労働委員会事務局処務規程（昭和60年宮城県訓令甲第1号）により定められている。

職員数は12人で、組織及び課の分掌事務は次のとおりである。

なお、このほか、労働相談対応のため、会計年度任用職員2人を配置している。



審査調整課

- 1 労働委員会の会議に関する事。
- 2 事務局職員の人事に関する事。
- 3 予算、決算及び経理に関する事。
- 4 物品の購入及び管理に関する事。
- 5 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- 6 公印の管理に関する事。
- 7 規程等の整備に関する事。
- 8 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- 9 労働組合の資格審査に関する事。
- 10 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の認定及び告示に関する事。
- 11 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関する事。
- 12 不当労働行為に関する事。
- 13 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の請求に関する事。
- 14 争議行為の発生届及び予告並びに労働争議の実情調査に関する事。
- 15 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- 16 個別労使紛争のあっせんに関する事。
- 17 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条第1項に規定する相談に関する事。

